

日野平山台住宅自治会弔意規定

2007年（平成19年）4月15日改定版

第1条 規定

日野平山台住宅自治会規約 第21条（細則の決定）の規定に基づき、1990年（平成2年）4月22日の総会決議によって、本規定を定めるものである。

第2条 目的

本規定は、自治会規約 第2条（目的）に掲げられた自治会発起の精神を尊重し、自治会員が亡くなられた場合に、自治会として故人に弔意を表すために定める。

第3条 適用の範囲

平山台住宅に実際に居住している世帯主または同居家族が死亡した場合に適用する。

第4条 世帯主

1. 自治会は、世帯主が死亡した場合、10,000円を御香典または御玉串料または御花料（以下、弔慰金という）として、死亡した世帯主の御遺族に献納する。
2. さらに、15,000円相当の生花または花輪（以下、献花という）を、通夜、告別式またはこれに相当する儀式（以下、葬儀という）に供する。

第5条 同居家族

自治会は、世帯主以外の同居家族が死亡した場合、死亡した同居家族1人につき、10,000円の弔慰金を御遺族に献納するか、または15,000円相当の献花を葬儀に供する。

第6条 返礼の辞退

弔慰金または献花に対する御遺族からの返礼は、これを全て辞退する。

第7条 訃報の掲示

自治会役員担当者（広報）は、御遺族に訃報・葬儀日程掲示の意志確認の上、速やかに訃報および葬儀日程を当住宅内掲示板に掲示する。

第8条 葬儀の助成

1. 当住宅内で葬儀を行う場合、御遺族の同意を得て担当役員（副会長）が葬儀委員長を務め、他の役員全員はこれに協力する。
2. 他の斎場などで葬儀が行われる場合、自治会役員担当者（該当階役員）が御遺族と助成内容を相談し、役員全員がこれに協力する。

第9条 改廃手続き

本規定は、自治会役員会の決議により改定・廃止できるものとする。

第10条 規定の発効

1. この規定は1999年（平成11年）5月30日より実施する。
2. 1990年（平成2年）4月22日発効の「共済（葬儀）の規約」はこれを廃止する。

(議決・改定記事)

議決： 1990年（平成2年）4月22日 通常総会

改定： 1999年（平成11年）5月30日 役員会 規定の成文化
計報揭示、葬儀助成項目の追加

改定： 2007年（平成19年）4月15日 通常総会

4条2項および5条 献花の金額を改定
10,000円→15,000円